

つくば市議会告示第 号

つくば市議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

つくば市議会議長 五 頭 泰 誠

つくば市議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、つくば市議会基本条例（平成27年つくば市条例第1号）第5条の2の規定に基づく議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会（以下「所信表明会」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(所信表明会の開催等)

第2条 所信表明会は、本会議において、議長選挙又は副議長選挙が行われる前に行うものとする。

2 議長又は副議長の職を志願する議員は、当該選挙に際し、所信表明を行うよう努めなければならない。

3 所信表明会は、公開する。

(所信表明の申出等)

第3条 所信表明をしようとする議員は、所信表明申出書（様式第1号）により、次の表のとおり申し出なければならない。

(1) 一般選挙後最初の議長選挙又は副議長選挙の場合

申出に係る 項目 選挙区分	申出先	申出期限
議長選挙	議会局長	本会議の開催予定時間の30分 前まで
副議長選挙	議長（議長に事故があるとき は、議会局長）	議長選挙が行われた後、議長が 必要と認める時間まで

備考 議長が必要と認める時間は、10分後を目安とする。

(2) 任期途中で議長又は副議長の辞職に伴い行われる議長選挙又は副議長選挙の
場合

申出に係る 項目 選挙区分	申出先	申出期限
議長選挙	副議長（副議長に事故があるとき は、議会局長）	前議長の辞職後、10分以内
副議長選挙	議長（議長に事故があるとき は、議会局長）	前副議長の辞職後、10分以内

2 議長選挙及び副議長選挙の所信表明は、同一議員につき重複して行うことはでき
ない。

3 第1項の申出を行った議員が所信表明を辞退するときは、所信表明辞退届（様
式第2号）により、当該申出をした者に届け出なければならない。

（所信表明会の運営等）

第4条 所信表明会は、議場において行うものとし、議員1人当たりの所信表明は、
10分以内とする。

2 前条第1項の申出が複数の議員からあった場合は、所信表明の順位は、くじにより決定する。

3 前条第1項の申出を行った議員が所信表明の順位になっても発言しないとき又は議場にいないときは、その所信表明を行うことができない。

(所信表明に対する賛否の表明及び質疑)

第5条 議員は、所信表明に対し、拍手その他の方法により賛意を表し、又はやじその他の方法により反意を表してはならない。

2 議員は、所信表明を行った議員に対し、質疑を行うことができる。ただし、質疑を行う議員は、節度をもって質疑を行うよう心掛けなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、所信表明会の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

つくば市議会議員（ 署 名 ）

所信表明申出書

この度のつくば市議会（議長・副議長）選挙に係る所信表明会において、所信表明を行いたいので申し出ます。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

つくば市議会議員（ 署 名 ）

所信表明辞退届

この度のつくば市議会（議長・副議長）選挙に係る所信表明会に関し、所信表明の申出を行いましたが、都合により辞退いたします。